

平成 26 年 1 月 23 日

日本医療薬学会
会員 各位

一般社団法人日本医療薬学会
認定薬剤師制度委員会
委員長 大森 栄

日本医療薬学会 認定薬剤師制度規程の改正に係るお知らせ

平素より、本学会の運営にご尽力を賜り御礼申し上げます。

今般、本学会の認定薬剤師制度規程を改正し、認定薬剤師及び指導薬剤師の認定要件となっている論文及び学会発表に関する要件を下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。なお、本書では改正点が分かりやすいように、変更点を抜粋して記載しています。

記

《認定薬剤師》

改正前	改正後
<p>(1) 論文</p> <ul style="list-style-type: none">○ 論文数は3編以上 全ての論文が共同著者でも可	<p>(1) 論文</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>論文数は2報以上</u> <u>本人が筆頭著者である論文を1報以上含むこと</u>
<p>(2) 学会発表</p> <ul style="list-style-type: none">○ 学会発表数は3回以上 本人が筆頭発表者である発表を1回以上含むこと	<p>(2) 学会発表</p> <ul style="list-style-type: none">○ 学会発表数は3回以上 <u>本学会が主催する年会において、本人が筆頭発表者である発表を1回以上含むこと</u>

《指導薬剤師》

改正前	改正後
<p>(1) 論文</p> <ul style="list-style-type: none">○ 論文数は10編以上 全ての論文が共同著者でも可	<p>(1) 論文</p> <ul style="list-style-type: none">○ 論文数は10報以上 <u>本人が筆頭著者である論文を1報以上含むこと</u>
<p>(2) 学会発表</p> <ul style="list-style-type: none">○ 学会発表数は10回以上 全ての発表が共同著発表者でも可	<p>(2) 学会発表</p> <ul style="list-style-type: none">○ 学会発表数は10回以上 <u>本学会が主催する年会において、本人が筆頭発表者である発表を1回以上含むこと</u>

今回の変更を受けた認定要件に基づく申請は、平成 27 年度の認定申請から適用することとし、平成 26 年度については、従来の認定要件に基づく申請となります。これから本認定制度の認定薬剤師及び指導薬剤師の申請を検討されている方におかれては、十分にご承知おきください。

なお、改正後の認定薬剤師制度規程については、誤認を避けるため、平成 26 年度の認定申請を締切った後に本学会ホームページ上でお知らせいたします。